



谷口 和弥 議員
(拓政会)



厚生労働省は「介護保険利用者の負担能力に応じた負担とする観点」から、サービス利用料の負担上限額や介護保険入所施設の食事代の改定を行った。それらによって、介護保険利用者がサービスの利用制限につながる可能性があることが心配される。

については、以下の点について町の考え等を伺う。

(1)高額介護（予防）サービス費の負担上限額が見直された。この改正で影響の受けるのは何世帯となる見込みか。

(2)介護保険施設における食費、いわゆる「補足給付」が見直された。この改正で影響の受けるのは何世帯となる見込みか。

(3)高額介護（予防）サービス費や補足給付の改正により、介護保険サービスの利用を減らすなどせざるをえなかった世帯があれば、町として何らかの支援策を検討すべきと考えるがどうか。

(4)幕別町民の特別養護老人ホームの待機者数は。また待機者数を調

問
「補足給付」見直しなどの負担増から町民を守る施策を

答
国庫負担割合を引上げるよう北海道町村会を通じて要望している

査する際の方法は。
(5)特別養護老人ホーム待機者数を減らしていくための考えは。

町長

(1)これまでの負担上限額である月額4万4400円から9万3000円に引上げとなったのが8世帯、14万1000円に引上げとなったのが13世帯である。

(2)11月末現在、補足給付の申請のあった316世帯のうち、施設サービスまたはショートステイの利用のいずれかにおいて、食費の負担限度額の引上げの影響を受ける世帯は283世帯、預

貯金の基準額の引下げにより補足給付の対象外となった世帯は15世帯である。

(3)町独自の支援策を行うことは考えていないが、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用控えにつながることを望まないよう要望したい。

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が
令和3年8月1日から変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

1 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額が変わります。

補足給付の算定 所得の区分	月3.7万未満 （令和2年8月1日以前）	月3.7万未満 （令和3年8月1日）	月3.7万以上 （令和2年8月1日以前）	月3.7万以上 （令和3年8月1日）
単身収入額 80万円以下（世帯収入額 120万円以下）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,300万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円
単身収入額 80万円超120万円以下（世帯収入額 120万円超160万円以下）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,300万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円
単身収入額 120万円超（世帯収入額 160万円超）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,300万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円	単身 550万円、夫婦 1,100万円

※世帯収入額＝世帯の世帯収入額（世帯収入額＝世帯収入額）※世帯収入額＝世帯収入額（世帯収入額＝世帯収入額）

2 施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額が変わります。

施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額	施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額	施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額	施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額
単身収入額 80万円以下（世帯収入額 120万円以下）	390円	390円	390円
単身収入額 80万円超120万円以下（世帯収入額 120万円超160万円以下）	650円	650円	650円
単身収入額 120万円超（世帯収入額 160万円超）	650円	1,360円	650円

※施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額は、施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額（施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額）※施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額は、施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額（施設入所者、ショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額）

3 毎月1000円超（高額介護サービス費）が変更されます。

月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）
月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）
月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）
月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）	月額1000円超（高額介護サービス費）

※月額1000円超（高額介護サービス費）は、月額1000円超（高額介護サービス費）※月額1000円超（高額介護サービス費）は、月額1000円超（高額介護サービス費）※月額1000円超（高額介護サービス費）は、月額1000円超（高額介護サービス費）

厚生労働省

(4)入所申込みは希望者が直接施設に行い、施設は申請状況を町に報告する義務はなく、町が常時把握できる仕組みにない。町民の待機者数の把握も困難なことから、町では定期的に町内の老人ホームに町民の待機者数の聞き取りを行っている。

町内の特別養護老人ホーム4か所の本年11月末現在の待機者数は申込者の延べ数で154人である。

(5)本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で自らの能力に応じ自立した生活を継続できるよ

う支援すること、特別養護老人ホームの待機者数の減少につなげたい。

問
地域おこし協力隊員をはじめとする定住・移住対策について

答
更なる増員など受入について随時柔軟に対応していきたい



地域おこし協力隊は平成21年度に総務省によって制度化された。幕別町の地域おこし協力隊員は会計年度任用職員フルタイム型での雇用となっている。幕別町がフルタイム型とする理由は何か。また、地域おこし協力隊の副業に対する考え方は。

町長

本町で任用している3名の地域おこし協力隊員の職務の内容から、多岐に渡って職員との連携が必要であり、さらには将来の定住に向けての生活の安定を図ることを勘案してフルタイム会計年度任用職員として任用している。

しかしながら、地域おこし協力隊員の任用期間は3年が限度であることや任用期間終了後における起業や定住に向けた準備を行っていくことも必要と考えることから、今後は地域おこし協力隊員の意向を踏まえ、職務の内容や任用形態、副業の許可等について柔軟な対応を考えたい。